

お忘れなく 固定資産税に関する手続き

問 課税課資産税土地・家屋係（市役所 2 階 4 番窓口） ☎ 32-2016

償却資産税申告のお願い

償却資産とは、所得税法や法人税法で、減価償却資産として固定資産台帳や減価償却明細書に計上している事業用の固定資産のことです（土地・家屋、自動車税の対象や無形減価償却資産などは除く）。

償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在で所有する資産の申告が必要です。申告をしていないと、過去にさかのぼって課税されたり、延滞金がかかったりする場合があります。

実地調査にご協力ください

事務所などに順次、調査をしています。次の資料を用意するなど、ご協力をお願いします。

用意するもの

減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表、仕訳書、総勘定元帳、工事内訳書、リース資産契約書など

| 業種 | 主な償却資産 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 共通 | 外構工事、駐車場設備、看板、屋外給排水設備、ルームエアコンなど |
| 不動産貸付、アパート、駐車場 | 自転車置き場、ごみ置き場、浄化槽、駐車装置、駐車料金自動計算装置など |
| 売電事業 | 太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など |
| 製造業、印刷業、倉庫業、卸売業 | 自家発電設備、製造設備、機械装置一式、機械の給排水設備など |
| 建設、工事請負、建設機械等リース業 | 大型特殊自動車（パワーショベル、フォークリフトなど）、発電機、ランマなど |
| 店舗、小売販売、料理飲食業 | 陳列ケース、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど |
| 理・美容、医科、歯科、クリーニング | 理美容椅子、医療機器一式、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機など |

固定資産税 Q&A

Q 固定資産（土地・家屋）の名義人が亡くなりました。どんな手続きが必要ですか？

A 亡くなった人が土地・家屋の登記名義人の場合は、**法務局**で所有権の変更手続きを行ってください（不動産登記法の改正で、令和 6 年 4 月から相続登記の申請が義務化されます）。

登記が行われていない家屋は、**課税課**に未登記家屋の名義人を変更する届け出を提出してください。

なお、固定資産税は 1 月 1 日の登記名義人に課税されます。名義人の変更が行われるまでの間の書類などの管理・送付先となる、代表相続人などの届け出を課税課に提出してください。

ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣

問 ☎ 708-8520 津山市新魚町 17 アルネ・津山 5 階 人権啓発課（火曜日と祝日は休館）
☎ 31-2533、☎ 31-2534、✉ sun-sun@city.tsuyama.lg.jp

仕事と生活の両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの実現や、女性活躍推進に取り組む企業に、アドバイザーを無料で派遣し、それぞれの企業の希望に合った相談に応じています。

対象 次のいずれかに当てはまる団体

- ①従業員数が 300 人以下で、市内に事業所がある事業者
- ②市内に事業所がある 2 事業者以上の任意のグループ

派遣回数 ①年度内 3 回 ②年度内 1 回

募集团体数 6 団体程度

申込方法 窓口に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、郵送、ファクス、E メールまたは直接提出する

締め切り 5 月 31 日（水）（募集数に満たない場合、延長あり）

相談例

- 各種両立支援・助成制度の情報提供と活用の支援
- 就業規則の整備と見直しの助言
- 職場環境の整備に向けた提案
- 社内研修やセミナーの開催

補助します 建築物耐震診断、吹付けアスベスト調査・除去

問 都市計画課（市役所 5 階） ☎ 32-2099

補助金の申し込みには、事前相談が必要です。

■ 建築物耐震診断補助金

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある建築物の、耐震診断費用の一部を補助します。

補助内容

- ① 一戸建て住宅（木造 2 階建て以下）
一般診断（現況診断）または補強計画に必要な費用（定額補助）
- ② ① 以外の一戸建て住宅
補助対象経費の 3 分の 2（上限 9 万円）
- ③ ①② 以外の建築物
補助対象経費の 3 分の 2（一般建築物の上限 150 万円。面積による補助上限あり）

①の定額補助

| 延床面積 | 耐震診断費用 | 補助金額 (1 棟当たり) |
|------------------|----------|------------------|
| 200㎡未満 | 71,200 円 | 60,000 円 |
| 200㎡以上 300㎡未満 | 80,300 円 | 68,000 円 |

■ 吹付けアスベスト調査・除去工事補助金

市内にある建築物の吹付けアスベストの分析調査や除去工事にかかる費用を補助します。

補助内容

- 分析調査 原則、経費の 10 分の 10（1 棟当たり上限 25 万円）
 - 除去工事 補助対象経費の 3 分の 2 以内（1 棟当たり上限 400 万円）
- ※吹付けアスベストのみ対象。成形版（スレートなど）は対象外

委員会・審議会委員を募集します

応募期間は、5 月 1 日（月）～ 31 日（水）午後 5 時 15 分必着です。提出された書類で選考し、応募者全員に結果を通知します。応募書類は返却しません。

■ 津山市行財政改革推進委員会委員

市の行財政改革の取り組みなどを審議します。

応募資格 次のすべてに当てはまる人

- ① 市内在住 ② 行財政改革の取り組みに関心がある ③ 平日昼間の会議に出席できる（年 2 回程度開催予定） ④ 令和 5 年 6 月 1 日時点で 18 ～ 70 歳 ⑤ 市が設置する他の審議会などの公募委員でない ⑥ 津山市の職員でない

募集人員 1 人

任期 委嘱日～令和 7 年 3 月 31 日

報酬 日額 7,100 円

応募方法 応募申込書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記載し、郵送、E メールまたは直接提出する



問 ☎ 708-8501 津山市山北 520 行財政改革推進室（市役所 3 階） ☎ 32-2028、✉ gyoku@city.tsuyama.lg.jp

■ 津山市子ども・子育て審議会市民委員

市の子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項や、施策の実施状況を調査・審議します。

応募資格 次のすべてに当てはまる人

- ① 市内在住または在勤 ② 子ども・子育て支援施策に関心がある ③ 平日昼間の会議に出席できる（年 2 ～ 4 回開催予定） ④ 令和 5 年 8 月 1 日時点で 71 歳未満 ⑤ 市が設置する他の審議会などの公募委員でない ⑥ 津山市の職員でない

募集人員 1 人

任期 令和 5 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日

報酬 日額 7,100 円

応募方法 応募申込書（市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、郵送、E メールまたは直接提出する



問 ☎ 708-8501 津山市山北 520 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2179、✉ kodomo@city.tsuyama.lg.jp